

厚生労働省発基安0115第1号

令和8年1月15日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充
実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意
見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 都道府県労働局長に委任する厚生労働大臣の権限に、治療と就業の両立支援指針に従い、事業主又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる権限を追加する。(第十五条第一項関係)
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この省令は、令和八年四月一日から施行する。